

# 各務原市立蘇原第二小学校いじめ防止基本方針

令和3年3月一部改訂

## はじめに

ここに定める「各務原市立蘇原第二小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえるとともに、国の「いじめの防止等のための基本的な方針の改定」（平成29年3月14日）、県の「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針の改定」（平成29年8月22日）、市の「各務原市におけるいじめ防止等のための基本的な方針」（平成30年2月）を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) 定義

法：第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※〈一定の人的関係〉とは

- ・学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童、塾やスポーツクラブ等、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係を指す。

〈物理的な影響〉とは

- ・身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の諸調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか判断する。

〈インターネットを通じて行われるもの〉とは

- ・パソコンや携帯電話等を通じて、ネット上に誹謗中傷を書き込んだり、SNS等を利用してメール送ったり仲間外れをしたりすることを意味する。なお、誹謗中傷等を受けている児童等が、その行為を認識していなくも対応することが必要である

### (2) いじめの基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、だれでも、どこでも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って意識して見ないと見つけにくい」

### (3) 学校としての構え

- ・学校は、子どもの心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、子どもを守る。

- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、子ども一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、子ども一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

## 2 いじめの未然防止のための取組

### (1) 魅力ある学級・学校づくり（「できた・わかった・がんばった授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導等）

- ・全ての子どもが、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、子どもが活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を全ての子どもに提供し、自己肯定感や自己有用感を育む。
- ・全ての子どもが、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「できた、わかった、がんばった」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・全ての子どもが大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会等でも適時取り上げ、子どもたちが主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。
- ・学校生活に誇りと規律を生み出す「蘇二小たからもの」（「合唱」「あいさつ」「掃除」）の指導を徹底する。
- ・異年齢の仲間を思いやり、助け合う心を培う「なかよし遊び」「クラブ活動（いずみ活動）」を充実する。
- ・いじめの未然防止の取組について、PDCA サイクルを確立し、学校生活アンケート等を活用して、評価・改善に努める。

### (2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・仲間のよさやがんばりをお互いに認め合ったり、自分のよさに気付いたりできるように全校をあげて「ほめ言葉のシャワー」「よいところみつけ」を行う。
- ・「あたたかい言葉かけ運動」「真心ミニレター」により、家庭や地域での子どもの頑張りやよい姿を紹介し、家庭や地域での実践力を高める。
- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充

実する。(福祉勤労体験等)

- ・教育活動全体を通じて、子ども一人一人に命を大切に作る心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。ウィークリー道徳を実践する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

### (3) 全ての教育活動を通じた指導(自己指導能力の育成)

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点に留意した指導を充実する。
  - ①子どもに自己存在感を与える
  - ②共感的な人間関係を育成する
  - ③自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

### (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンやタブレット端末、通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンやタブレット端末、通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、講師を招聘し「正しいインターネット等の活用」講座を開催する。対象は子どもたちだけでなく保護者や地域住民も交えた研修会等を充実する。

### (5) 学校いじめ防止基本方針の子ども、保護者、関係機関等への周知

- ・学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。
- ・年度当初のみならず、必要に応じて、児童、保護者、関係機関等に説明する機会を設ける。

## 3 いじめの早期発見・早期対応

### (1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、「かかみがはら心のアンケート」の実施、心のポストの設置等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報の交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや教育相談主任の役割を明確にし、協力体制を整える。

### (2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にして教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から子どもの理解に努める。
- ・アンケート結果を踏まえた個別の教育相談をアンケート実施後およそ2週間かけて全員と実施する。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって子どもの相談にあたる。
- ・子どもの変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極

的に連携を図る。

### (3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会議や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、各種啓発資料を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

### (4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた子どもやその保護者の思いを受け止め、いじめる子ども自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、子どもの今後に向けて協働して取り組む。

### (5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、スクールカウンセラー等とのネットワークを大切にし、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決にあたる。

## 4 いじめ未然防止・対策委員会（子どもを知る会）の設置

法：第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

<通常の「校内いじめ未然防止・対策委員会」> 学校職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭、該当学級担任等、SC、SSS（スクールソーシャルポーター）

<重大事案等発生時の「いじめ問題対策委員会」> 上記委員に加え、保護者代表、学校運営協議会委員、民生児童委員、教育委員会関係者等

## 5 いじめ問題発生時の対応

### (1) 組織での対応について

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

#### 【対応（危機管理）の合い言葉】

最悪の事態を想定して、慎重に、素早く、誠実に（正確に）、組織的に対応する

#### 【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、あるいは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）子どもの気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら子どもへの指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた子どもが「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた子どもやその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた子どもに対しては、保護者と連携しつつ子どもを見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中期的もしくは長期的な取組を行う。

### 〔大まかな対応順序〕

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と事実確認とその対応方針の決定  
(学級担任一人に任せることなく組織で対応し、役割分担を明確にする。)
- ③ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子どもセンター等との連携）
- ④ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ⑤ いじめを受けた側の子どものケア（カウンセリング等、必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑥ いじめた側の子どもへの指導（カウンセリング等、必要に応じて外部専門家に力を借り、背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑦ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑧ 他の子どもへのいじめ防止指導（傍観者や取り巻きもいじめを助長させていることを理解させ、子どもが主体的にいじめ防止に向かう集団づくりを指導する。)
- ⑨ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

### （2）「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

#### 〔主な対応〕

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。同時に、カウンセリングの依頼を行う。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査にあたる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた子どもおよびその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

## 〔留意点〕

- ・子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。子どもまたは保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。
- ・定義の改定を踏まえ、子どもの訴えのみならず、微細なものについても教職員が子どもの状況をとらえ早期発見に努める。

## 6 個人情報等の取扱い

### ○個人調査(「かかみがはら心のアンケート」等)について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は当該児童等が義務教育を卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで5年間保存する。

## 7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われているものを含む。)が止んでいる状態が少なくとも3か月は継続していること。

### ②被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害を受けた子どもがいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められることを、被害を受けた子ども本人及びその保護者との面談により確認すること。

## 8 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において、次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見の取組に関すること

(定期の教育相談に加え不定期の面談の実施、SCによるSOSの出し方教育の充実等)

- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること

(被害・加害児童との面談、保護者との連携の充実、いじめに関する調査・アンケートの充実等)